



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 655 クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課)
- 656 クリーニング所の業務従事者講習の指定 ( " )
- 657 管理美容師資格認定講習会の指定 ( " )
- 658 管理美容師資格認定講習会の指定 ( " )
- 659 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 660 生活保護法による医療機関の指定( " )
- 661 生活保護法による指定介護機関の変更 ( " )
- 662 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
- 663 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 664 大規模小売店舗の変更の届出 ( " )
- 665 土地改良事業の工事完了届 (農村計画課)
- 666 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 公安委員会告示

- 18 警備員指導教育責任者講習の実施
- 20 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

### ○ 公告

大規模小売店舗の届出の取下げ (商工振興課)

### ○ 公安委員会公告

少年指導委員の委嘱

## 告 示

### 和歌山県告示第655号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修(第1型研修)を次のとおり指定した。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
  - (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

#### 2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成19年8月19日(日)	和歌山ビッグ愛 (和歌山市手平2丁目1-2)

### 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

### 和歌山県告示第656号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習(第2型講習)を次のとおり指定した。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
  - (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日
  - (1) 受付期間 平成19年5月29日から  
平成19年6月20日まで
  - (2) レポート提出締切年月日 平成19年8月20日

### 3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

### 和歌山県告示第657号

美容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 財団法人美容師試験研修センター
  - (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人美容師試験研修センター和歌山県支部
  - (2) 住所 和歌山市ト半町33番地(電話073-433-3844)

#### 3 講習会の日程及び会場

- (1) 日程
  - 第1日 平成19年10月29日
  - 第2日 平成19年11月5日
  - 第3日 平成19年11月12日
- (2) 会場  
JAビル(本館5階 大ホール)  
和歌山市美園町5丁目1-1(電話073-426-8100)

### 4 受講料 14,000円

和歌山県告示第658号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 財団法人美容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人美容師美容師試験研修センター和歌山県支部

(2) 住所 和歌山市卜半町33番地(電話073-433-3844)

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

第1日 平成19年10月29日

第2日 平成19年11月5日

第3日 平成19年11月12日

(2) 会場

JAビル(本館5階 大ホール)

和歌山市美園町5丁目1-1(電話073-426-8100)

4 受講料 14,000円

和歌山県告示第659号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55

条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西医 118-7	愛の園診療所	西牟婁郡上富田町岩田27 54番地の3	平成 19.3.31

和歌山県告示第660号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西医 145-19	愛の園診療所	西牟婁郡上富田町生馬 316番地の56	平成 19.4.1

和歌山県告示第661号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更事項(指定事業所の名称)		指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
		旧	新			
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター海南	ニチイケアセンター海南	海南市名高534-5 ナビオミカサビル2階	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成 19.4.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンターはしもと	ニチイケアセンターはしもと	橋本市東家6-2-6 2階	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成 19.4.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター紀北	ニチイケアセンター紀北	橋本市高野口町伏原267-1	訪問介護・通所介護・居宅介護支援・福祉用具貸与・福祉用具販売・介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具販売	平成 19.4.1
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしゅ倶楽部伊都・橋本第二事業所	ケアセンターおたっしゅ倶楽部伊都・橋本ケアプランセンター	橋本市高野口町伏原951	居宅介護支援	平成 19.4.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター有田	ニチイケアセンター有田	有田市新堂49-3 成川ビル2階	訪問介護・居宅介護支援・福祉用具貸与・福祉用具販売・介護予防	平成 19.4.1

					訪問介護・介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具販売	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター御坊	ニチイケアセンター御坊	御坊市菌42-7	訪問介護・福祉用具販売・介護予防訪問介護・介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具販売	平成 19.4.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター田辺	ニチイケアセンター田辺	田辺市湊651-1	訪問介護・居宅介護支援・福祉用具貸与・福祉用具販売・介護予防訪問介護・介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具販売	平成 19.4.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター新宮	ニチイケアセンター新宮	新宮市新宮3720-3	訪問介護・居宅介護支援・通所介護・福祉用具貸与・福祉用具販売・介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具販売	平成 19.4.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター紀南	ニチイケアセンター紀南	新宮市佐野952-1 ぶるベリーマンション1階	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成 19.4.1

和歌山県告示第662号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100315	社会福祉法人ハッピーステーション	事業所の所在地	和歌山市紀三井寺534-6	和歌山市杭ノ瀬243-6	平成 19.4.1
3010101628	ケアチームおたすけママ	事業所の所在地	和歌山市北土佐丁37	和歌山市西河岸町80	平成 19.4.1
3010100208	ニチイケアセンター大浦	事業所の名称	アイリスケアセンター大浦	ニチイケアセンター大浦	平成 19.4.1
3011400052	ニチイケアセンター海南	事業所の名称	アイリスケアセンター海南	ニチイケアセンター海南	平成 19.4.1
3011000019	ホームヘルプ紀和	障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護	居宅介護 重度訪問介護 通院等乗降介助	平成 19.4.1
3011000027	ニチイケアセンター紀北	事業所の名称	アイリスケアセンター紀北	ニチイケアセンター紀北	平成 19.4.1
3011000035	ニチイケアセンターはしもと	事業所の名称	アイリスケアセンターはしもと	ニチイケアセンターはしもと	平成 19.4.1

3011500034	ニチイケアセンター有田	事業所の名称	アイリスケアセンター有田	ニチイケアセンター有田	平成 19.4.1
3012000018	ニチイケアセンター御坊	事業所の名称	アイリスケアセンター御坊	ニチイケアセンター御坊	平成 19.4.1
3012300046	ニチイケアセンター新宮	事業所の名称	アイリスケアセンター新宮	ニチイケアセンター新宮	平成 19.4.1
		主たる対象とする障害種別	身体障害者	身体障害者 知的障害者 障害児	
3012300038	ニチイケアセンター紀南	事業所の名称	アイリスケアセンター紀南	ニチイケアセンター紀南	平成 19.4.1
		主たる対象とする障害種別	身体障害者	身体障害者 知的障害者 障害児	

和歌山県告示第663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) コジマNEW和歌山店  
和歌山市手平三丁目43-6 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コジマ 代表取締役 小島章利  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コジマ 代表取締役 小島章利  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年12月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,500㎡
- 6 駐車場の収容台数  
124台
- 7 駐輪場の収容台数

- 80台
- 8 荷さばき施設の面積  
75㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
25.5㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～午後10時30分
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
- 14 届出年月日  
平成19年4月27日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成19年5月15日から平成19年9月17日まで  
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第664号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県

商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
紀三井寺コミュニティーセンター  
和歌山市小雑賀805-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
石井産業株式会社 代表取締役社長 石井堅司  
和歌山市湊1116番地
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫  
(変更後)株式会社ダイエー 代表取締役 西見徹
- 4 変更の年月日  
平成18年10月6日
- 5 変更する理由  
代表者の変更のため
- 6 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成19年5月15日から平成19年9月17日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第665号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、名田周辺土地改良区から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 名田周辺土地改良区営土地改良事業(基盤整備促進事業名田地区)
- 2 認可年月日 平成19年3月30日
- 3 事業主体 名田周辺土地改良区
- 4 工事を完了した時期 平成19年3月30日

和歌山県告示第666号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2926	紀の川市中三谷字井堀25番1の一部、水路	和歌山市太田479番地3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 19.5.7	6.00 6.00	53.75 21.00

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第18号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年5月15日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

- 1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習 期 間	場 所	定員
法第2条第1項第3号の業務に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(3号)」という。)	平成19年6月25日(月)から平成19年6月27日(水)までの3日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	60名
法第2条第1項第3号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(3号)」という。)			
法第2条第1項第2号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(2号)」という。)	平成19年7月2日(月)から平成19年7月4日(水)までの3日間	同上	60名

- 2 講習の対象者

(1) 追加取得講習(3号)を受講することができる者は、法第2条第1項第3号の警備業務の区分以外の法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、受講する警備業務の区分について、次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 特例措置講習（3号）及び特例措置講習（2号）を受講することができる者は、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

申 出 期 間
平成19年5月21日（月）から平成19年5月25日（金）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

受講申請書等の提出期間及び提出先については、講習の種別を問わず下記のとおりとする。

提 出 期 間	提 出 先
平成19年5月30日（水）から平成19年6月1日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）	和歌山県内の最寄りの警察署（受講予定者自身が提出すること。）

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出の受付をされた者は、上記4の(1)に掲げる提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（代理人による提出は受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 追加取得講習（3号）の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの）をちょう付すること。

(イ) 受講を希望する警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 上記2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、2の(1)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書 各1通

b 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定  
(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係  
る合格証の写し 1通

e 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定  
(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係  
る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

イ 特例措置講習(3号)及び特例措置講習(2号)の受  
講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三  
分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ  
メートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 旧資格者証の写し

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

ア 追加取得講習(3号) 14,000円

イ 特例措置講習(3号) 14,000円

ウ 特例措置講習(2号) 14,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施  
する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修  
了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌  
山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
電話番号: 073-423-0110(内線 3027・3028)

和歌山県公安委員会告示第20号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員  
会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1  
条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教  
習指導員審査を次のとおり実施する。

平成19年5月15日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(普通) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(普通二種) 教習指導員審査(大型二種)	教習に関する技能及び 知識	平成19年6月20日(水)から同年6月 22日(金)までの3日間	和歌山市西1番地交通センタ ー内 和歌山県警察本部交 通部運転免許課
技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(大特) 技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査(普通二種) 技能検定員審査(大型二種)	技能検定に関する技能 及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成19年5月28日(月)から同年6月4日(月)までの  
毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時か  
ら午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本  
部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当す  
る者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者で  
あることを証する書面

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメー

トル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、  
無背景のもの)1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

13,300円を超えない範囲内において和歌山県使用  
料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)  
で定める額

イ 技能検定員審査手数料

22,450円を超えない範囲内において和歌山県使用  
料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課(電話 073-473-0  
110 内線363)

公 告

公 告

次の大規模小売店舗について、平成19年3月9日付けで大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定によりなされた届出が取り下げられたので、次のとおり公告する。

平成19年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）スーパーセンターイズミヤ川辺稲井店  
和歌山市川辺字稲井43番1 ほか
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日  
平成19年3月23日（和歌山県告示第374号）
- 3 取下げ年月日  
平成19年4月27日
- 4 取下げを行う理由  
計画の見直しのため

公安委員会公告

和歌山県公安委員会公告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を追加委嘱した。

平成19年5月15日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

氏 名	連 絡 先	活動区域
井上隼司	橋本市市脇四丁目2番2号 橋本警察署生活安全刑事課	橋本警察署管内
森口宗弘		
川俣幸男		
阪中祥晃	伊都郡かつらぎ町大字妙寺143番地の1 妙寺警察署生活安全刑事課	妙寺警察署管内
大谷典一		
深瀬典男		
駒木博	岩出市高塚198番地の1 岩出警察署生活安全刑事課	岩出警察署管内
金田光央		
西川文敏		
半田徳夫	和歌山市栗栖686番地の7 和歌山東警察署生活安全課	和歌山東警察署管内
阪田定昭	和歌山市吹上一丁目6番30号 和歌山西警察署生活安全課	和歌山西警察署管内
濱圭司	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署生活安全刑事課	和歌山北警察署管内
藤井保夫		
牧野真知子		
堀田博之	海南市日方1294番地の24 海南警察署生活安全刑事課	海南警察署管内
米原雄三		

西谷稔		
佐原榮次	有田市宮崎町265番地 有田警察署生活安全刑事課	有田警察署管内
嶋田望		
丸市敏子		
林宇一	有田郡湯浅町大字栖原184番地2 湯浅警察署生活安全刑事課	湯浅警察署管内
野田清弘		
竹田嘉和		
切目正	御坊市湯川町財部237番地の1 御坊警察署生活安全刑事課	御坊警察署管内
桶谷豊		
森茂樹		
熊代了三	田辺市上の山一丁目2番1号 田辺警察署生活安全刑事課	田辺警察署管内
金子賢次	西牟婁郡白浜町3771番地の6 白浜警察署生活安全刑事課	白浜警察署管内
藤本正行	東牟婁郡串本町串本2114番地 串本警察署生活安全刑事課	串本警察署管内
坂本卓巳		
畑野行広		
杉本登	新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号 新宮警察署生活安全刑事課	新宮警察署管内